

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	日豊本線 竹の下跨線橋外4橋における橋梁点検
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所長 峰 潔 毅 大分県佐伯市長島町4丁目14番14号
契約締結日	令和 8年 4月 7日
契約の相手方の 氏名及び住所	九州旅客鉄道（株）大分支社
契約金額 （消費税及び地 方消費税含む）	¥4,988,000-
予定価格 （消費税及び地 方消費税含む）	¥0-
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 件名 : 日豊本線竹の下跨線橋外4橋における橋梁点検
2. 履行場所 : 大分県佐伯市直川、大分県佐伯市直川、大分県佐伯市直川、大分県佐伯市直川、大分県佐伯市宇目大字大平
3. 随意契約の相手方 : 名称 九州旅客鉄道株式会社
住所 福岡県博多区博多駅前3丁目2 5番2 1号
電話 092-474-2547
4. 随意契約適用法令 : 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該点検の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 当該点検の目的

本点検は、橋梁の老朽化等による損傷や変状を早期に発見することで、橋梁の破損による事故を未然に防ぐことと、国道10号並びに国道57号の安全な通行を確保するための基礎資料とするものである。

2) 当該点検の内容

本点検は、国道10号竹の下跨線橋外4橋（竹の下跨線橋、竹の下跨線橋橋側歩道、久留須橋、久留須橋橋側歩道橋（上り）、立花跨線橋）における打音検査による異常箇所の検出をおこなう橋梁点検における足場軌陸車を九州旅客鉄道株式会社に委託して施行するものである。

3) 随意契約に付する理由

本点検の施工にあたっては、JR管理区域内において軌道上での点検が必要となるため、施工においては鉄道運行に支障をおよぼしてはならず、常に安全かつ正確な施工が求められる。

このため、万が一軌道に対し、何らかの変状等をきたした場合、若しくは事故等が発生した場合に、緊急かつ特別な措置を講ずる必要がある。また、夜間施工時においては、き電停止を行う等、運行管理上の措置と密接な連携をとりながらの施工が要求される。更に、安全保安上の各種対策等を総合的に講ずる必要がある。

以上のことから、本点検の履行にあたって必要な知識・経験・技術力を十分に有しており、的確で円滑に点検を遂行するためには、当該鉄道管理者である九州旅客鉄道（株）が唯一の契約相手と判断するものである。

このため、本点検は会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、九州旅客鉄道（株）と随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)

佐伯河川国道事務所 道路管理課長